

(15) 文幣 文綺 (彩文のある帛) に同じか。

(16) 氓庶マウシヤ 民。

(17) 乃蓋ノイザシ まごころ。

(18) 休祉 さいわい。

(19) 奕世 代々、累世。

1-03-07

皇帝より世子尚質へ、国王に封じ綵幣を賜う勅諭と目録

(一六五四、七、一)

皇帝、琉球国世子尚質に勅諭す。

惟おもうに爾克く忠順を篤くし、向化し帰心す。今、諭旨に遵い、

爾の王舅馬宗毅等をして敬んで職貢を修め、闕2に赴き来朝し、旧

の詔勅・印を繳上せしむ。朕、甚だ之を嘉し、特に兵科副理官張

学礼・行人司行人王垓を遣わし、爾を封じて琉球国中山王と為し、

並びに爾及び妃に文幣等の物を賜う。爾宜しく祗つとんで寵命を承け、

藩服を恪守すべし。欽めや。故に諭す。

頒賜

国王

蟒緞二匹

青綵緞三匹

藍綵緞三匹

藍素緞三匹

衣素二匹

妃

③ 烟緞二匹

⑥ 錦三匹

② 紬四匹

羅四匹

紗四匹

青綵緞二匹

藍綵緞二匹

③ 粧緞一匹

烟緞一匹

藍素緞二匹

衣素二匹

錦二匹

羅四匹

紗四匹

順治十一年(一六五四)七月初一日 再対して之を正す

注* 『清実録』 同年同月戊子朔の条に関連記事があり、頒賜品は国王

が「蟒色緞十五・片金二・紬紗羅十二」、妃が「粧閃色緞十・片金

二・紗羅八」とある。

(1) 向化 教化即ち仁政を慕い来る。

(2) 闕ツク 宮殿、天子の居所。

皇帝より世子尚質へ、冊封使の出発遅延と、改めての派遣を報ずる勅諭（一六六二、一〇、二八）

- (3) 蟒^{びょう}緞 蟒竜（四爪または三爪の竜）の模様^{びんず}の緞子。
- (4) 衣素 素は白及び無地の意。素衣（祭服、朝服等の内に着用する衣服）にするための反物か。
- (5) 爛^{れん}緞 縹^{せい}子^しの一種。緯と経の糸の色が異なるもの。
- (6) 錦三匹 『清実録』には「片金二」とある。
- (7) 紬^{すぶ} 紬緞。綢に同じ。（〇三二一）注（4）綢を参照。
- (8) 粧^{すま}緞 未詳。
- 爾の国、恩を慕いて向化し、使を遣わして入貢す。世祖^①章皇帝、乃の誠を抒^のぶるを嘉し特に恩賚^をを頒ち、正使兵科副理官張学礼・副使行人司行人王垓に命じて、勅・印を齎^を捧し、爾を封じて琉球国中山王と為す。乃に、海道未だ通ぜず、閩に滞まること多年にして爾の使人の物故するもの甚だ多きを致す。及び、学礼^③等、制を奉じて、京に回^{かえ}るの日に、又、前情を將て奏明せず。該地方の督撫諸臣も亦た奏請を行わず。朕の屢々旨して詰問するに迫^おび、方^はめて此の情を悉^しる。朕念^{おも}うに、爾の国は傾心して修貢すれば、宜しく優恤を加うべし。乃ち、使臣及び地方の各官、逗留し遅誤するも、豈に朕の柔遠の意ならんや。今已に正副使・督撫等の官

を將て、分別して処治し、特に使臣^④に恩賚を頒つこと此の前に加倍す。仍お、正使張学礼・副使王垓を將て、其れをして自ら前罪を贖^⑤わしめ、暫く原の職に還し、速やかに使人を送りて本国に帰還せしむ。一^{あつち}応^{あつち}勅封の事宜は、世祖章皇帝の前旨に仍照して行^う。朕、爾の国の未だ朕の意を悉らざるを恐る。故に再た勅諭を降し、爾をして聞知せしむ。爾、其れ益々厥^まの誠を殫^つし朕の命を替^かつる母れ。欽めや。故に諭す。

康熙元年（一六六二）十月二十八日 再対して之を正す

注（1）世祖章皇帝：琉球国中山王と為す 世祖章皇帝は順治帝。

（〇三二〇六）（〇三二〇七）参照。

（2）使人の物故するもの『清実録』順治十七年五月己未の条に馬宗毅の死去の記事がある。

（3）学礼等：京に回る 『清実録』順治十五年六月丙戌の条に記事がある。制は天子の命。

（4）使臣に恩賚を頒つ 『清実録』康熙元年十月甲辰の条に、使人を優待した記事がある。

（5）原^{もと}の職に還し （〇五二〇五）参照。

皇帝より国王尚質へ、遣使謝恩を嘉尚し頒賜する勅諭と目錄

（一六六四、八、一一）

皇帝、琉球国王尚質に勅諭す。

修職^①し猷^ち琛^{ちん}するは臣子の蓋^②忱^{ちん}にして、礼を以て忠に報ゆるは朝